

輸入小麦の売渡に係るSBS方式の運用改善について

農林水産省は、製粉企業等が原料調達においてより創意工夫を発揮できるよう、全ての銘柄を対象としたSBS方式を新設する運用改善を行うこととしました。

1. 概要

(1) 小麦については、国家貿易制度の下、国内需要の約9割を外国から輸入しています。具体的には、

- ・輸入麦のほとんどについては、国が代表的銘柄を輸入商社から一括して買い付けた上で国内の製粉企業に売り渡す一般輸入方式により輸入しています。
- ・デュラム小麦等特定の銘柄については、輸入商社と製粉企業が結びついて行うSBS方式（カテゴリー（本船輸入）及びカテゴリー（コンテナ輸入））により輸入しています。

(2) こうした中で、農業競争力強化プログラムを踏まえ、製粉業の競争力を強化する観点から、製粉企業等が原料調達においてより創意工夫を発揮できるよう運用を改善し、全ての銘柄を対象としたSBSカテゴリー（本船・コンテナ輸入：年間20万トン）を新設することとします。

2. 今後の予定

第1回の入札は、平成29年10月に行う予定です。

< 添付資料 >

輸入小麦の売渡について

【お問合せ先】

政策統括官付貿易業務課

担当者：岡本、小俣

代表：03-3502-8111（内線5012）

ダイヤルイン：03-6744-1253

FAX：03-6744-1390

輸入小麦の売渡

輸入方式	対象銘柄
一般輸入	主要5銘柄 〔 アメリカ産ダーク・ノーザン・スプリング カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング アメリカ産ハード・レッド・ウィンター オーストラリア産スタンダード・ホワイト アメリカ産ウェスタン・ホワイト 〕
SBS輸入	デュラム小麦等特定の銘柄
カテゴリーⅠ (本船)	〔 デュラム小麦 オーストラリア産プライムハード オーストラリア産ハード オーストラリア産プレミアム・ホワイト 〕
カテゴリーⅡ (コンテナ)	主要5銘柄以外の銘柄
カテゴリーⅢ 〔 本船 コンテナ 〕 〔 新設 〕	全ての銘柄 〔年間20万トン〕